

令和5年5月2日

生徒及び保護者の皆様

県立新潟南高等学校長

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

文部科学省より、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和5年4月28日付け5文科初第345号）、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和5年4月28日付け5文科初第347号）が通知されました。

これに伴い、本校における新型コロナウイルス感染症対策を下記のように行いますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 出席停止の措置について

- (1) 「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」を出席停止の期間とします。
※ 無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで。
- (2) 療養期間を経て登校する場合は、本校ホームページより「療養解除届」をダウンロードし、保護者が記入して学級担任に提出してください。
- (3) 体調不良や風邪症状で学校を休む場合は欠席として扱います。ただし、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合には、それに係る欠席は、さかのぼって出席停止の扱いに変更します。

2 臨時休業について

- ・ 欠席率10%、罹患率（新型コロナウイルス感染症による欠席者及び、登校している風邪症状等の体調不良者）30%目途として臨時休業を判断します。

3 その他

- ・ 濃厚接触者の特定を行わないこととなったので、ご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患されても、お子様の発症が確認されない場合は、出席停止となりません。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養し、無理をして登校しないことが重要です。
- ・ 御家庭においても、引き続き適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットについて御指導ください。

担当

副校長：瀬下 学

教 頭：佐藤 俊

電 話：025-247-3331